



## 特例港湾運営会社の指定申請について

横浜港埠頭株式会社は、平成24年11月16日付で、「特例港湾運営会社」の指定申請をいたしました。

### 1. 概要

港湾の国際競争力強化、港湾運営の民営化を図るため、平成23年3月の港湾法改正により、国際戦略港湾等の運営に関する業務を一元的に担う「港湾運営会社」制度が創設されました。

同法では、港湾運営会社は国際戦略港湾（京浜港・阪神港）ごとに1つに限ると規定されていますが、4年間の特例措置として国際戦略港湾の埠頭群を「特定埠頭群」に区分し、それぞれに「特例港湾運営会社」を指定することが可能とされています。

このたび当社は、横浜港の「特例港湾運営会社」として指定を受けるため、国土交通大臣に対して指定申請書を提出いたしました。

### 2. 港湾運営会社（特例港湾運営会社）指定による主なメリット

#### （1）無利子貸付制度の拡充

埠頭会社が埠頭施設等を整備する際に、現在は最大6割となっている国および港湾管理者からの無利子貸付の割合が、港湾運営会社（特例港湾運営会社）の指定を受けることにより、最大8割までとなります。

#### （2）税制優遇措置の適用

港湾運営会社（特例港湾運営会社）が、国の補助又は貸付を受けて新たに整備する荷さばき施設等について、固定資産税・都市計画税の減免が受けられます。

### 3. スケジュール

平成24年 9月12日 京浜港の埠頭群の区分指定告示

平成24年11月16日 特例港湾運営会社指定申請（当社）

#### （参考）当社概要

設立日	平成23年7月26日
資本金	150億2800万円
所在地	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
代表者	代表取締役社長 高島正之

以上

（担当）

経営戦略室経営企画課長 工藤（TEL：045-671-7292）